

平成 20 年 6 月 17 日

株主の皆様へ

(コード番号 6361)

第 143 期定時株主総会、第 1 号議案に関する補足説明

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、6 月 27 日に予定しております第 143 期定時株主総会での第 1 号議案（「第 143 期計算書類承認の件」）に関しまして、株主様から数件のお問い合わせをいただきました。つきましては、当該議案を上程した背景について、以下のとおり補足説明させていただきます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 第 1 号議案について

第 143 期（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）計算書類承認の件

Approval of the Financial Statements for the 143rd Fiscal Year (from April 1, 2007 to March 31, 2008)

2. 当該議案に対する補足説明

- 1) 一部で、「荏原の社外監査役の一人である大森義夫氏が、“計算書類（Financial Statement）を承認しない”という監査意見を述べたため、荏原は株主総会に計算書類（Financial Statement）の承認を求めざるを得なくなった」と発表されています。これは、事実と異なります。すなわち、正しくは、大森監査役は事業報告（Business Report）を承認しないと述べているもので、計算書類（Financial Statement）を承認しないと述べておりません。
- 2) 我が国会社法では、事業報告（Business Report）と計算書類（Financial Statement）とは明確に区分され、事業報告（Business Report）は株主総会の報告事項とされています。一方、計算書類（Financial Statement）については、①独立した会計監査人が、計算書類（Financial Statement）に対し適正でないとの意見を表明した場合、あるいは②監査役が、会計監査人の監査の方法及び結果に対して相当でないと意見表明した場合は、株主総会において計算書類（Financial Statement）の承認を求めることが必要となります。当該議案の場合、当社の監

査役会監査報告書では、上記2つのいずれにも該当しないため、会社法上株主総会で決議事項に上程する必要はないと考えられます。しかしながら、当社としましては、大森監査役の付記の中に「(元経営幹部による会社資金の不正支出)に係わる調査報告等には、経理帳簿の虚偽記載を疑わせる記載がある」との表明があり、これは会社法上必要とされる具体的な指摘事項が示されたものでなくあいまいな記載であるため、株主総会において状況を十分にご説明した上で、株主の皆様にご賛否を求めることにしたものです。この点については、6月8日に「昨日の一部報道について」という表題にて東証で開示・説明したとおりです。(下記に6月8日付の全文を掲載します。)

- 3) 当社としましては、大森監査役が指摘されるような経理帳簿の虚偽記載はなく、当期の計算書類 (Financial Statement) の内容が適正であることは、独立した会計監査人から「全ての重要な点において適正である」との意見表明がなされており、かつ、大森監査役を含めた監査役会監査報告書においても会計監査人の監査の方法と結果が相当であると認めておりますことを付言いたします。

以上

<添付資料>

「昨日の一部報道について」(平成20年6月8日付東証開示書類)

